

(目的)

第1条 この要綱は、地域防災力の向上を図り、播磨町（以下「町」という。）の防災理念の実現に資するため、「ひょうご防災リーダー」の育成支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱において助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる各号を全て満たす者とする。

- (1) 町内に在住又は在勤若しくは通学する者
- (2) 兵庫県が実施するひょうご防災リーダー講座（以下「対象講座」という。）を受講し修了証を授与された者
- (3) 防災士資格試験に合格した者
- (4) 自発的に、又は町の要請に応じ、地域防災に関する啓発活動及び防災訓練の実施等地域防災力の向上に協力することに同意する者

(助成の内容)

第3条 町長は、対象者に対し、対象講座を修了し、防災士試験に合格するまでに必要とした経費の一部を予算の範囲内において助成するものとする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、一人当たり20,000円とする。

(申請)

第5条 この事業の助成を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、播磨町ひょうご防災リーダー育成助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 対象講座を修了したことを証する書面の写し
- (2) 防災士資格試験に合格したことを証する書面の写し
- (3) 町内に在勤又は通学していることを証する書面の写し（申請者が町内に居住していない場合のみ）

2 申請は、対象講座を修了した日から、1年以内に限り行うことができる。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

(助成の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理した場合において、助成することを決定したときは、播磨町ひょうご防災リーダー育成助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知があった場合は、速やかに播磨町ひょうご防災リーダー育成助成金交付請求書（様式第3号）により請求するものとし、町長は当該請求に基づき助成金を交付するものとする。なお、助成金の交付は申請者が指定する金融機関口座に振り込むこととする。

(決定の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の決定を取り消し、支給された助成金の全部又は一部を町長に返還するものとする。

(1) 営利目的で資格を取得しようとする者

(2) 虚偽の申請を行った者

(庶務)

第8条 この事業の庶務は、危機管理グループにおいて処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に対象講座を修了した者について適用する。